

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により生駒市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年七月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生駒駅前北口第一地区第一種市街地再開発事業A街区施設棟

所在地 生駒市北新町七〇八番地一ほか

二 生駒市から聴取した意見の概要

1 この事業の施工に係る工事期間、施工方法、工程等について地元自治会及び近隣住民に周知を図るとともに各関係法令等を遵守すること。

2 この事業に着手するときは、事前に関係住民と十分に協議し、工事等に起因する諸問題については、事業者において誠意をもつて解決すること。

3 事前協議内容に変更が生じた場合は、その内容を届け出ること。

4 交通、駐車場等に関する事項

(一) 各駐車場の出入口が歩道を跨ぐことになるため、歩行者の安全に十分留意するとともに、バリアフリーを考慮して歩行者導線を計画すること。特に、松ヶ丘通りは歩行者数が多いため、十分に留意すること。

5 騒音、生活環境等に関する事項

(一) 計画店舗の周囲における騒音予測値は環境基準を満たすものの、店舗開店後ににおける深夜及び早朝の荷さばき施設での作業音並びに営業宣伝活動に伴うBGM、アナウンス等により、周辺の環境が損なわれないように配慮すること。

(二) 周辺住民から騒音、振動、悪臭等の苦情があつたときは、その原因について調査及び検討の上、必要に応じて対策を行う等、配慮すること。

(三) 夜間の防犯対策を図るため、事業者負担により開発区域内の防犯灯の設置及び管理を行うこと。開発区域に隣接する道路等に防犯灯を設置しようとするときは、関係自治会と協議し、計画書を作成の上、生駒市環境政策課へ協議すること。

(四) 生駒市まちをきれいにする条例を遵守し、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨て

て防止について、従業員の啓発及び教育並びに消費者の啓発に努めること。また、事業所周辺及び地域の美観を保持し、快適な生活環境を確保するとともに、市が実施する施策に協力すること。

(五) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条及び生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づき、市の収集計画に従うこと。

(六) 事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

(七) 事業者から排出される一般廃棄物は、事業者の責任において処理することとし、自ら市清掃リレーセンターに搬入するか、又は市の許可業者に収集を委託すること。

(八) 事業活動に伴い生じた産業廃棄物については、県の許可業者に収集を委託すること。

(九) 今後、大規模地震等の災害が発生する可能性があるので、以下の内容について検討すること。

(1) 地震発生に伴う陳列棚の転倒及び商品の散乱により、店舗内にいる人に危害が及ばないよう、店舗内の商品配置について安全対策を講じること。

(2) 災害が発生した際に、近隣住民が一時的に避難できる場所として、駐車場等を提供できるよう検討すること。

(3) 災害が発生した際に冷静な対処ができるよう、店舗職員を対象とした防災訓練、防災講習等を実施すること。

(4) 大規模災害の発生により店舗職員が帰宅できない場合であつても、数日間過ごすことができる装備及び物品の備蓄を行うこと。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から同年八月二十四日まで

五 縦覧時間

午前八時三十分から午後四時三十分まで